

議案第60号

三田市学校給食費徴収条例の制定について

三田市学校給食費徴収条例を次のとおり定める。

平成23年11月29日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市学校給食費徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が教育行政の一環として実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「学校給食費」とは、三田市立小学校及び中学校条例（昭和39年三田市条例第1号）に規定する学校並びに三田市立幼稚園条例（昭和39年三田市条例第15号）に規定する幼稚園（以下「学校園」という。）で実施される学校給食の運営に要する経費のうち、三田市教育委員会（以下「委員会」という。）が学校園の設置者が負担すべき経費として規則で定めるものを除いた学校給食に要する経費をいう。

(学校給食費の徴収額)

第3条 学校給食費は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を徴収する。

区分	月額
小学校	3,790円
中学校	4,370円
幼稚園	2,860円

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより学校給食費を徴収する。

(学校給食費の徴収対象者)

第4条 学校給食費は、次の各号に掲げる者から徴収する。

- (1) 学校園に在籍する児童、生徒及び園児の保護者
- (2) 学校園及び三田市立学校給食センター設置条例（昭和59年三田市条例第34号）に規定する学校給食センターに勤務する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校給食費を徴収する必要があると認める者

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費は、規則で定める日までに納付しなければならない。

(学校給食費の減免)

第6条 学校給食費は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところによりこれを減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、学校給食費の徴収に関し必要な事項は、委員会が規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。